

# 令和6年第3回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月26日(火) 午前9時30分～11時40分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(9名)

<del>1番</del>		2番	南原	奈美子	
3番	赤崎	敬一郎	4番	濱田	誠
5番	前野	浩司	6番	満園	和徳
7番	山内	美千代	8番	山崎	博文
9番	坂元	兼一	10番	池山	準一

(2)推進委員(25名)

11番	下田	保幸	12番	兒玉	伸一郎	13番	野間	菊昭
14番	池之野	智幸	15番	久保	園貴政	16番	水流	新藏
17番	内村	正二	18番	宮田	裕司	19番	竹井	好博
20番	長福	次美	21番	田上	政喜	22番	徳留	伸一
23番	東條	好廣	24番	平島	賢一	25番	大野	恵美
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則	30番	山口	治幸	31番	狩宿	悦男
32番	宮脇	純久	33番	肝付	兼久	34番	坂元	智一
35番	村上	一徳						

(3)職員(5名)

事務局長	松山	明浩
主幹兼農地係長	小田	寿幸
農地係主査	堀口	浩二
農地係主事	今村	圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員(1名)

1番 吉留 義晃

5 会次第

(1)議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(4件)
(2)議案第2号	農地法第5条許可申請について	(4件)
(3)議案第3号	農用地利用集積計画について	(42件)
(4)議案第4号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について	(40件)
(5)議案第5号	非農地証明願について	(1件)
(6)議案第6号	農作業標準賃金について	(1件)
(7)議案第7号	農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供	(1件)

6 その他

事務局長 ただ今から令和6年第3回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
本日は、1番吉留委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名、全員の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、8番山崎博文委員、9番坂元兼一委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
無いようですので、会務報告を終わります。  
  
それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (今村) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
3-1番  
所在：柗野字 [ ] 番、田、農振農用地区域内、749㎡、所在：柗野字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、645㎡、贈与による所有権移転  
3-2番  
所在：田原字 [ ] 番1、畑、農振農用地区域外、280㎡、売買による所有権移転  
3-3番  
所在：二渡字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、156㎡、贈与による所有権移転  
3-4番  
所在：神子字 [ ] 番4、田、農振農用地区域内、1,861㎡、贈与による所有権移転  
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を

議長

お願いします。3-1 番、お願いします。

23 番委員

3 月 14 日に、譲受人の■■■さんと現地を確認しております。譲渡人につきましては、80 歳という高齢でもあり、居住地が福岡ということもありまして、これは譲渡に匹敵するというようなことで聞いております。田んぼと畑がありまして、田んぼにつきましては、区画整理をされてありまして、パイプライン、進入路、排水路等もきちっと確立されております。なんら問題無いと判断いたしました。畑につきましては、他の人の居住地と隣接していることにより、昔ながらの樹木を境界とした形となっております。譲受人について、移譲が、今後発生する可能性もあるから、ちゃんとしたほうがいいということをアドバイスはしておきました。以上で報告を終わります。

議長

3-2 番、お願いします。

15 番委員

■■■さんは、精米所を経営されております。この農地は、精米所の周りの道路と精米所の敷地の畦畔部分にあたるところでございます。以前は大きな畑だったんですけど、分筆、分筆を繰り返し、残った農地でございます。以前、■■■さんから、この農地の一部分を、進入路を作りたいということで、売買がしてありますが、今回、■■■さんから、高齢により農業を廃業したいということで、この農地を購入してくれないだろうかという相談があり、■■■さんも快く、この農地を購入するということになりました。■■■さんに、この農地をどうされますかと話をしたところ、このまま現状維持して、農地を管理するというところでございます。進入路、境界に関しては、畦畔部分の中腹部分の平らなところでございますので、農機具は入りようがない状況でございます。現状は、柿の木を 3 本だけ植えてある状況でございます。以上です。

議長

3-3 番、お願いします。

22 番委員

■■■さんが、前から耕作されていた畑で、家庭菜園みたいに使われていた場所なんですけれども、今回、■■■さんが、相続の義務化に伴い、色々と整理をされたときに、■■■さんが使っている畑が出てきたものですから、これは早く名義を変えていないといけなかったものが、今回発覚して、■■■さんに所有権を移行する形をとりたいという申請になっております。境界等もしっかり、はっきりしたところでありますので、問題は何もありませんでした。よろしくお願いします。

議長

3-4 番、お願いします。

25 番委員

■■■さんと■■■君は親子関係であります。聞いたところ、元気なうちに、所有権を贈与したいということでした。境界、進入路、用排水路等は、特に問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

3 番委員

3-1 番の件で、所有権移転は問題無いんですが、この畑と田んぼは、■■■さんが耕作されているのか、それとも、別の地元の受け手の方をお願いされているのか、お聞きしたいと思います。

23 番委員

畑につきましては、ブルーベリーを本人が植えると、私は聞いております。田んぼにつきましては、現在は、第三者に貸してあるみたいですが、■■■■さんは、現地で農業をやっておられまして、後々、退職となりますので、そうなったらと、そのようなことをおっしゃっていました。

議長

よろしいですか。ほかにはございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-1番から4番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-1番から4番は、許可することに決定いたしました。

次に、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番から4番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番から4番について説明

3-1番

所在：船木字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、1,331㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸店舗・駐車場用地、施設：貸店舗・駐車場、施設面積：209.7㎡

3-2番

所在：船木字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、310㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸店舗・駐車場用地、施設：貸店舗・駐車場、施設面積：209.7㎡

3-3番

所在：船木字■■■■番2、田、農振農用地区域外、388㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸店舗・駐車場用地、施設：貸店舗・駐車場、施設面積：209.7㎡

3-4番

所在：船木字■■■■番1、田、農振農用地区域外、543㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸店舗・駐車場用地、施設：貸店舗・駐車場、施設面積：209.7㎡

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-1番から4番、お願いします。

16 番委員

本件は、今説明がありましたように、この4筆に隣接している宅地1筆を一体として利用するための申請です。そのうち、■■■■番2、■■■■さんの土地以外は、ここしばらく耕作は行われておらず、賃借権設定に同意されたものと理解しております。■■■■番2は、家庭菜園的に利用されておりますけれども、要請に理解を示し、賃借権設定に同意されたということです。転用に伴う境界、用排水等への影響はありません。従って、本申請に問題は無いと判断いたしております。以上です。

- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番から4番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番から4番は、許可することに決定いたしました。
- 次に、3ページから4ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表(所有権の移転)について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の3ページ、農用地利用集積計画書、4ページ、集積計画総括表(所有権の移転)について説明
- 議長 それでは、5ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の3-1番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5ページ、3-1番について朗読及び説明
- 議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の3-1番は、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の3-1番は、妥当とすることに決定いたします。
- 次に、6ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の中間管理権と利用権設定の集積計画総括表について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の6ページ、中間管理権と利用権設定の集積計画総括表について朗読及び説明
- 議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。  
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が12件ありますので、その案件を先に審議いたします。  
まず初めに、7ページ、3-1番を議題といたします。

議長 〇〇委員の退室をお願いします。{ 〇〇委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページ、3-1番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-1番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-1番は、妥当とすることに決定いたします。  
〇〇委員の入室をお願いします。{ 〇〇委員入室}

次に、7ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-2番から3番を議題といたします。議事参与制限対象の農業委員が本日欠席ですので、そのまま議事進行します。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページ、3-2番から3番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-2番から3番は、妥当とすることに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-2番から3番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、8ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-8番から9番を議題といたします。  
〇〇委員の退室をお願いします。{ 〇〇委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページ、3-8番から9番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-8番から9番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-8番から9番は、妥当とすることに決定いたします。  
〇〇委員の入室をお願いします。{ 〇〇委員入室}

議長

次に、11 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-20 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 11 ページ、3-20 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-20 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-20 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、15 ページから 16 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-36 番から 41 番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 15 ページから 16 ページ、3-36 番から 41 番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-36 番から 41 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 3-36 番から 41 番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7 ページから 14 ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の 7 ページから 14 ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 3 号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方

議長

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、17ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の17ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明

議長

それでは、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が6件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず初めに、19ページ、3-8番から10番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の19ページ、3-8番から10番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-8番から10番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-8番から10番は、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、21ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-18番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の21ページ、3-18番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-18番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)



議長

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-18番は、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、23ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-28番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の23ページ、3-28番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-28番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-28番は、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、24ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-36番を議題といたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の24ページ、3-36番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-36番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の3-36番は、妥当とすることに決定いたします。  
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の18ページから25ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。  
事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の18ページから25ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

2 番委員 渡人が、機構貸出になるというのは、どういうときになりますか。

農地中間管理事業推進員(外川内) 所有者と借り手といるんですけども、所有者が 10 年機構に貸すとして、1 年、2 年で耕作者がもう作れないというようなとき、残りの期間、大体 5 年以上あれば、そのまま賃借料も同じで、耕作者が変わりますよというのが、機構貸出です。

議長 よろしいですか。ほかにはございませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号「非農地証明願について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局(小田) 議案第 5 号「非農地証明願について」説明  
3-1 番  
所在：広瀬字 番 2、田、農振農用地区域外、296 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地  
所在：広瀬字 番 1、田、農振農用地区域外、921 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地  
所在：広瀬字 番 2、田、農振農用地区域外、481 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地  
所在：広瀬字 番、田、農振農用地区域外、2,143 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地  
所在：広瀬字 番、田、農振農用地区域外、2,774 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地  
所在：広瀬字 番、畑、農振農用地区域外、3,269 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。3-1 番、お願いします。

14 番委員 30 ページの図を見てください。まず、 番、 番、 の 3 筆の田んぼについて説明します。進入路は、田んぼの右側の二つ建物の南側にあるんですが、ちょっと分かりにくいんですけど、車では入って行けず、徒歩で確認をしました。現地は 20 年、耕作放棄地ということで、非常に荒れていて、原野が妥当だと思われま。隣接する圃場も同じような状態でした。次に、 番の畑について説明します。こちらは、車でも徒歩でも入って行けず、北側の道路を使って徒歩で確認をしました。こちらでも 10 年以上耕作放棄地で、竹などが生えていて原野が妥当だと思われま。隣接する圃場も同じような状態でした。以上です。

議長 ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問は

議長

ありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号「非農地証明願について」の3-1番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」の3-1番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、27ページ、議案第6号「農作業標準賃金について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局長

議案第6号「農作業標準賃金について」説明

議長

ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第6号「農作業標準賃金について」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「農作業標準賃金について」は、承認することに決定いたします。

次に、28ページ、議案第7号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」について、議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局長

議案第7号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」について説明

議長

ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

3番委員

年々、平均額がどのように推移しているのか、お尋ねします。

事務局長

令和4年中のデータでは、田の平均額が7,800円、畑の平均額が6,600円です。その前の令和3年中のデータでは、田の平均額が7,900円、畑の平均額が5,800円となっています。令和3年分からこのような情報の提供の仕方をしておりますので、参考にしていただければと思います。以上です。

議長

よろしいですか。ほかにはございませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。無いようですので、採決いたします。議案第7号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」については、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第7号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」については、承認することに決定いたします。

次に、議題(8)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

議長

事務局から議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・営農型発電設備の下部の農地における農作物生産状況について
- ・今後の農地中間管理事業（貸借権設定）に係る現地調査での留意点と総会審議について
- ・活動記録の徹底について
- ・3月分の活動記録簿の提出締切について
- ・農地集積の確認書について
- ・地域計画策定（目標地図の素案づくり）のための農地利用（農業経営）意向に関する調査について
- ・農地中間管理事業の令和6年度重点地区の紹介
- ・農地パトロールの結果報告について（オレンジカードの作成、提出締切7月末）
- ・能登半島地震義援金の振込報告について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、令和6年第3回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員